

多賀城市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年6月22日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
 - (1) 総務部
 - (2) 市長公室

- 2 監査結果の報告日
令和2年5月26日

- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和2年6月5日

- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年4月7日
- 3 監査対象部署 管財課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	土地貸付収入及び土地売払収入に係る歳入調定の時期に誤りが見られた。	既に納付書発行済み及び収納済みで財務会計システムの調定日変更はできないため、歳入調定決議票を訂正した。令和2年度分については、法令に基づき適正な時期に調定を行っている。 今後の対策として、会計規則及び会計事務の手引きに基づき、適正な時期に調定を行い、担当者及び決裁者双方で確認を行い誤りを防止し、再発防止のため所属職員全員に今回の指摘事項とその対応について周知徹底した。
2	指導	複数人による出張に係る復命書について、出張者のうち一人のみが復命書を作成していた。	令和2年4月8日に出張者全員の連名で復命書を作成した。 今後は、職員服務規程に基づき、適正に復命書の作成を行い、再発防止のため所属職員全員に今回の指摘事項とその対応について周知徹底した。
3	指導	市長決裁の工事施工文書及び財産貸付・売払に係る文書について、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がなかった。	今後は、予算規則に基づき合議を行い、担当者及び決裁者双方で確認を行い誤りを防止し、再発防止のため所属職員全員に今回の指摘事項とその対応について周知徹底した。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年4月10日
- 3 監査対象部署 総務課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	国庫補助金に係る歳入調定の時期に誤りが見られた。	1 措置を講じた年月日 令和2年4月10日 2 講じた措置の内容（今後の対策を含む） 調定日を補助金交付決定日に修正。補助金交付申請から受領までの事務手続きを再確認、再整理した。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	令和2年4月14日
3 監査対象部署	地域コミュニティ課
4 措置内容	

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	市有財産の貸付料に誤りが見られた。	<p>契約の相手方に貸付料に誤りがあった旨を説明し、普通財産の貸し付けの変更契約を5月21日付けで締結するとともに、過納額を返還することとした。</p> <p>今後、財産貸付に際しては、条例規則に基づいて貸付料金を算定するよう、担当、副担当と係長との3名でチェック体制を強化することとする。</p>
2	指摘	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。	<p>令和2年4月14日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、5月21日の給与支給の際に追加支給・減額する手続きを完了した。</p> <p>時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員2名体制で行い、誤りを防止する。</p>
3	指導	県委託金に係る歳入調定の時期に誤りが見られた。	<p>契約年月日で歳入調定を行った。</p> <p>令和2年度分については適切な時期に調定を行った。</p> <p>歳入調定については、交付決定後速やかに行うよう所属職員全員に周知徹底した。</p>
4	指導	市長決裁の財産貸付・売払及び事業施行に係る起案文書について、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がなかった。	<p>合議を行った。</p> <p>今後については、合議について十分確認した上で行うよう所属職員全員に周知徹底した。</p>
5	指導	交付金に係る起案の決裁区分について、誤りが見られた。	<p>決裁区分について修正し、決裁を行った。</p> <p>今後については、決裁区分について十分確認した上で行うよう所属職員全員に周知徹底した。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年4月28日
- 3 監査対象部署 交通防災課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	市有財産の有償貸付契約に係る歳入調定について、調定時期及びその貸付料の納付期限に誤りが見られた。	<p>調定日は「原因が発生したとき」である平成31年4月1日に変更しました。納付書記載の納付期限については既に発行済みの為変更できませんでした。</p> <p>今後は例規等（会計規則及び会計事務の手引き）に基づき調定を行うようにし、再発防止の為、課内で今回の指摘事項とその対応について共有し、起案担当者及び決裁権者双方で確実に確認します。</p>
2	指導	市長決裁の財産売払に係る起案文書について、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がなかった。	<p>今後は例規に基づき合議を行うようにし、再発防止の為、課内で今回の指摘事項とその対応について共有し、起案担当者及び決裁権者双方で確実に確認します。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年4月17日
- 3 監査対象部署 市長公室
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	市長決裁の事業施行に係る文書について、市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がなかった。	1 措置を講じた年月日 令和2年4月17日 2 講じた措置の内容（今後の対策を含む） 市長公室長補佐（財政経営担当）に合議をとったうえ、事業施行に係る事務処理、その決裁における確認事項として取り扱いを明確にし、誤りを防止する。